

○川辺町小規模事業者事業活性化支援利子補給金交付要綱

平成 29 年 3 月 24 日

告示第 35 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の小規模事業者が、創業、経営基盤の強化及び合理化等をするため、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)が行う国民生活事業における小規模事業者経営改善資金融資及び小規模事業者経営発達支援資金融資並びに国民生活事業における創業及び第二創業に関する融資(以下「貸付融資」という。)を受けた小規模事業者に対し、貸付融資に係る利子の一部について、予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し、川辺町補助金等交付規則(平成 29 年川辺町規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 事業所等 小規模事業者が業を営む事業所、事務所、営業所、店舗、工場その他事業に必要とする施設で町長が認めるものをいう。
- (3) 創業 小規模事業者が新たに事業を開始することをいう。
- (4) 第二創業 既に事業を営んでいる小規模事業者が事業転換や経営の多角化を図ることをいう。

(利子補給金交付の対象)

第 3 条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「補給対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に事業所等を有して業を営む者又は新たに事業所等を設けて創業又は第二創業を行う者
- (2) 川辺町商工会に加入している会員である者
- (3) 町税等に未納の徴収金がない者

(利子補給金対象経費)

第 4 条 利子補給金の対象となる経費は、補給対象者が町内の事業所等で行う事業のために日本公庫から受けた貸付融資(返済を目的とした融資及び太陽光発電事業に関する融資

の額を除く。)に係る支払利子のうち、既に返済した当該融資に係る支払利子とする。

(利子補給金の額及び算定期間)

第5条 利子補給金の額は、前条に規定する補給金対象経費のうち、貸付融資の貸付実行日後の第1回から第36回までの償還分を対象とし、1月1日から12月31日までの間ごとに支払われた利子(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該融資の年利2%に相当する額を上限とし、当該融資の返済を遅延した月の利子及び遅延による利子がある場合は、当該利子の額を減ずる。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする補給対象者は、川辺町小規模事業者事業活性化支援利子補給金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添付し、利子補給金を受けようとする期間の属する年の翌年の1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 融資内容報告書(様式第2号)
- (2) 川辺町小規模事業者事業活性化支援利子補給金に係る誓約書(様式第3号)
- (3) 日本公庫が発行した融資返済予定表の写し(初回及び変更が生じた場合に限る。)
- (4) 日本公庫が発行した利息支払証明書の写し
- (5) 日本公庫が発行した支払済額明細書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補給対象者が申請年度の1月1日時点で、補給対象融資の対象となる事業を廃止し、又は事業所等を閉鎖した場合は、利子補給金の交付を申請することができない。

(利子補給金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、川辺町小規模事業者事業活性化支援利子補給金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、補給対象者に通知するものとする。

(利子補給金の交付請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた補給対象者は、川辺町小規模事業者事業活性化利子補給金交付請求書(様式第5号)(以下「交付請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(利子補給金の支払い)

第9条 町長は、交付請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に利子補給金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、利子補給金の交付決定を受けた補給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金交付の決定を取り消し、又は利子補給金の返還を求めることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正行為により融資又は利子補給金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は利子補給金を返還させる場合は、その旨を川辺町小規模事業者事業活性化支援利子補給取消等通知書(様式第6号)により補給対象者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱に係る利子補給金については、平成29年4月1日以後に受けた融資に係る利子について適用する。

(平成29年度における利子補給の額の算定期間の特例)

3 平成29年度において交付する利子補給金についての第5条に規定する算定期間の適用は、「1月1日から12月31日の間」とあるのは、「4月1日から12月31日までの間」と読み替えるものとする。